

被扶養者認定

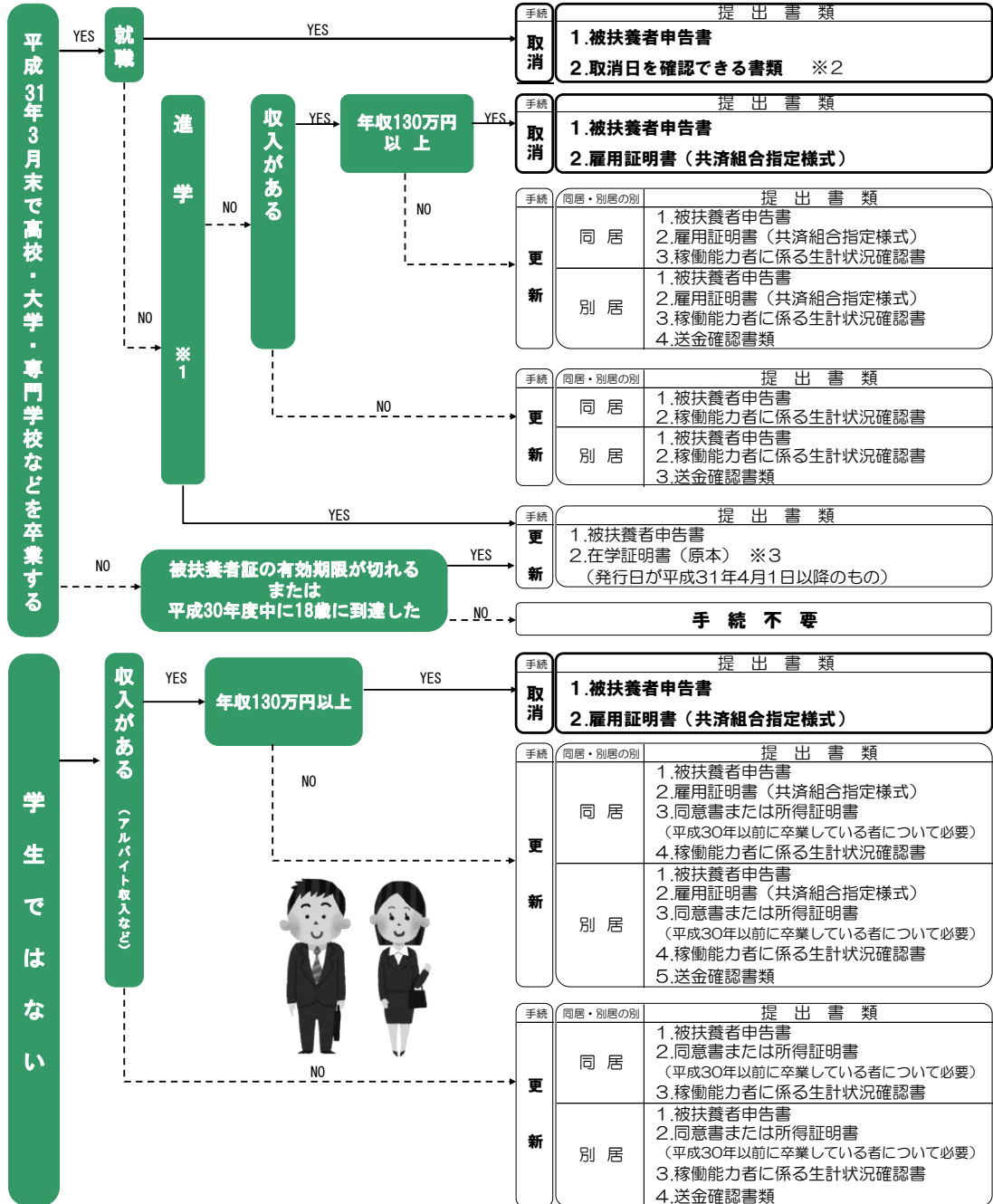
就職されたときには取消しの手続きが必要です。

春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。

「就職される家族」をお持ちの方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、平成31年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が付されている方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

<被扶養者認定に関するフローチャート>



※1 … 通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。

※2 … 「取消日を確認できる書類」とは、

就職先で健康保険に加入する場合は新保険証の写又は健康保険への加入が明記されている雇用契約書の写等、雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合は雇用証明書（共済組合指定様式）をいいます。

2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり採用通知書の写等での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。

※3 … 2～4月の更新時期に限り、「合格通知書（写）」「学生証（写）」での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「在学証明書（原本）」を提出してください。

<留意事項>

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。